

令和4年7月12日

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する感染警戒期「特別警戒期間」への引き上げについて

県内では、6月下旬頃から、学校や児童・高齢者施設、職場内、会食、スポーツ活動といった、様々な場面・年代で急激な感染の広がりが見られるようになりました。加えて、社会経済活動を行うための前提条件や会食ルールを逸脱した行動も多く確認されており、この間、本日まで24日連続で前週の同じ曜日を上回る陽性者数となっています。本日公表の陽性者数は1,000名を超え、本県は、第7波というかつてない波に突入したと言わざるを得ません。

さらに県内でも、オミクロン株の「B A. 5系統」による感染事例が確認されています。B A. 5系統は、現在感染の中心となっているB A. 2系統と比較して、感染力が1.2倍程度強く、免疫逃避能力も4倍程度高い可能性が示唆されており、今後、イベントや夏休みの旅行・帰省等による人の動きと合わせ、B A. 5系統への置き換わりが急速に進むことによって、一層の感染拡大も強く危惧されます。

また、本日時点での県内のコロナ病床使用率は36%と、医療への負荷も増大しています。本日、コロナ病床を緊急フェーズへの引き上げ（現在307床⇒最大確保病床360床）に向け、各医療機関と調整を開始したところです。

こうした状況を受け、本日から、直ちに県独自の警戒レベルを感染警戒期「特別警戒期間」に引き上げることとしました。

先に感染が拡大した他県の状況を見ても、決して今がピークと考えることはできません。現在、本県は、正に社会経済活動と感染対策の両立を図る「ウィズコロナ」の瀬戸際に立っている状況です。

このまま感染が拡大し、医療負荷が増大して、県民の命に直結するような事態に至れば、夜市や夏祭り、花火大会等のイベントの中止要請などにも至る、一段と厳しい対策（「感染対策期」）に踏み切らざるを得ません。今一度、県民・事業者の皆さん一人ひとりが日々の行動を振り返り、「感染回避」に強く軸足を置き、改めて感染回避行動を再徹底いただくことが極めて重要です。

については、県民・事業者の皆様には、

○イベント関係

- イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛け（誘導、見回り、注意喚起等）を徹底
 - ・ 定期的な見回りを行い、マスクなしの会話や食べ歩き等への注意喚起
 - ・ 行列や混雑している箇所での誘導 など
- 参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底
 - ・ マスクなしの会話や食べ歩きは避ける
 - ・ イベント前後の行動（会食、カラオケ等）は特に注意 など
- 市町には、地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼。対策が十分にできない場合、イベントの縮小や中止の働きかけも依頼。

（※県においても、市町と連携して見回りを実施）

○会食関係

- 会食ルールの遵守。飲酒を伴う会食は特に注意
- 会食参加後は、周囲の方への二次感染に注意（会食前後の体調確認、無料検査の活用）

○高齢者への注意等

- 重症化リスクの高い高齢者や同居家族の方は、混雑した場所への出入りなど感染リスクの高い行動を控える
- 高齢者施設での面会制限を強化

○事業者・県民の皆さんへ

今後、陽性者や濃厚接触者の増加に備えた対応として

- 事業者の皆さんには業務継続のため、BCP（業務継続計画）の点検・実施
- 県民の皆さんには、防災の観点も含め、3日分程度の水や食料等を確保

などの要請内容やウィズコロナの前提条件をしっかりと守っていただきますとともに、接種が可能な方は、周囲への感染拡大を抑え、重症化を防ぐためにも、ワクチン接種を夏休み前に受けていただきますようお願い申し上げます。

なお、感染警戒期「特別警戒期間」の対策の詳細等は別添の資料にまとめておりますので、ぜひご一読ください。また、これらの内容を、本日も説明しましたので、次の2次元コードから録画データをご覧くださいませよう願います。



感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

7月12日（火）～ 特別警戒期間 確保病床を緊急フェーズ （最大確保病床360床）に引き上げ

- 県内の陽性者数は、一気に1,000人を超え、感染が急拡大。
県内は、かつてない水準で第7波に突入。
- さらに感染拡大が続けば、入院患者が急増しコロナ病床がひっ迫し、
一般診療への影響も避けられない。

「特別警戒期間」の主な要請内容等①

○イベント関係

(特措法第24条第9項)

- ・ 多くの人出で混雑。三密回避やマスクの着用がおろそかになると感染リスクが高まる。

(周囲と距離を取らず大声を出す。飲食しながら会話)

- ・ 開放感で気が緩み、ルールを逸脱した行動で感染拡大

(イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ等)

- イベント(夜市、夏祭り、花火大会等) 主催者は、
三密回避対策の強化と参加者への効果的な
呼び掛け(誘導、見回り、注意喚起等)を徹底

- 参加者は、
イベント参加時の感染回避行動を徹底

- 市町は、
主催者への注意喚起と参加者への呼び掛けを依頼 (協力依頼)

※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施

「特別警戒期間」の主な要請内容等②

○会食関係

(特措法第24条第9項)

- ルールを逸脱した会食で感染が広がるケースが多発
(大人数のパーティーで長時間飲酒しクラスターが発生、
対策が不十分な飲み会で全員感染等)
 - 久しぶりの会食だからと気を緩め羽目を外すと、
感染リスクが一気に高まる。
(イベント前後に仲間が集まり大勢で騒ぎながら飲酒)
-
- 会食ルールの遵守。飲酒を伴う会食は特に注意
 - 会食参加後は、周囲への二次感染に注意
(会食前後の体調確認、無料検査の活用)

「特別警戒期間」の主な要請内容等③

○高齢者への注意等 (協力依頼)

- 重症化リスクの高い高齢者や、同居家族は、混雑した場所への出入りなど感染リスクの高い行動を控える
- 高齢者施設での面会制限を強化

○事業者・県民の皆さんへ (協力依頼)

- 今後、陽性者や濃厚接触者の増加に備えた対応として
- 事業者の皆さんには、
業務継続のため、BCP(業務継続計画)の点検・実施
 - 県民の皆さんには、
防災の観点も含め、3日分程度の水や食料等を確保

「特別警戒期間」の主な要請内容等④

- ◇ 社会経済活動を行うための前提条件を逸脱した行動が多く確認されている状況。「感染回避」に強く軸足を置いた行動を。
- ◇ さらに感染拡大が止まらず、医療ひっ迫が進めば、「感染対策期」への引き上げ、夜市、花火大会や夏祭り等のイベントの中止要請などにも至るおそれ。
- ◇ BA. 5の影響もあり感染リスクが非常に高い状況。行動制限や社会経済活動の制約を招く事態にならないよう感染回避行動の再徹底を。

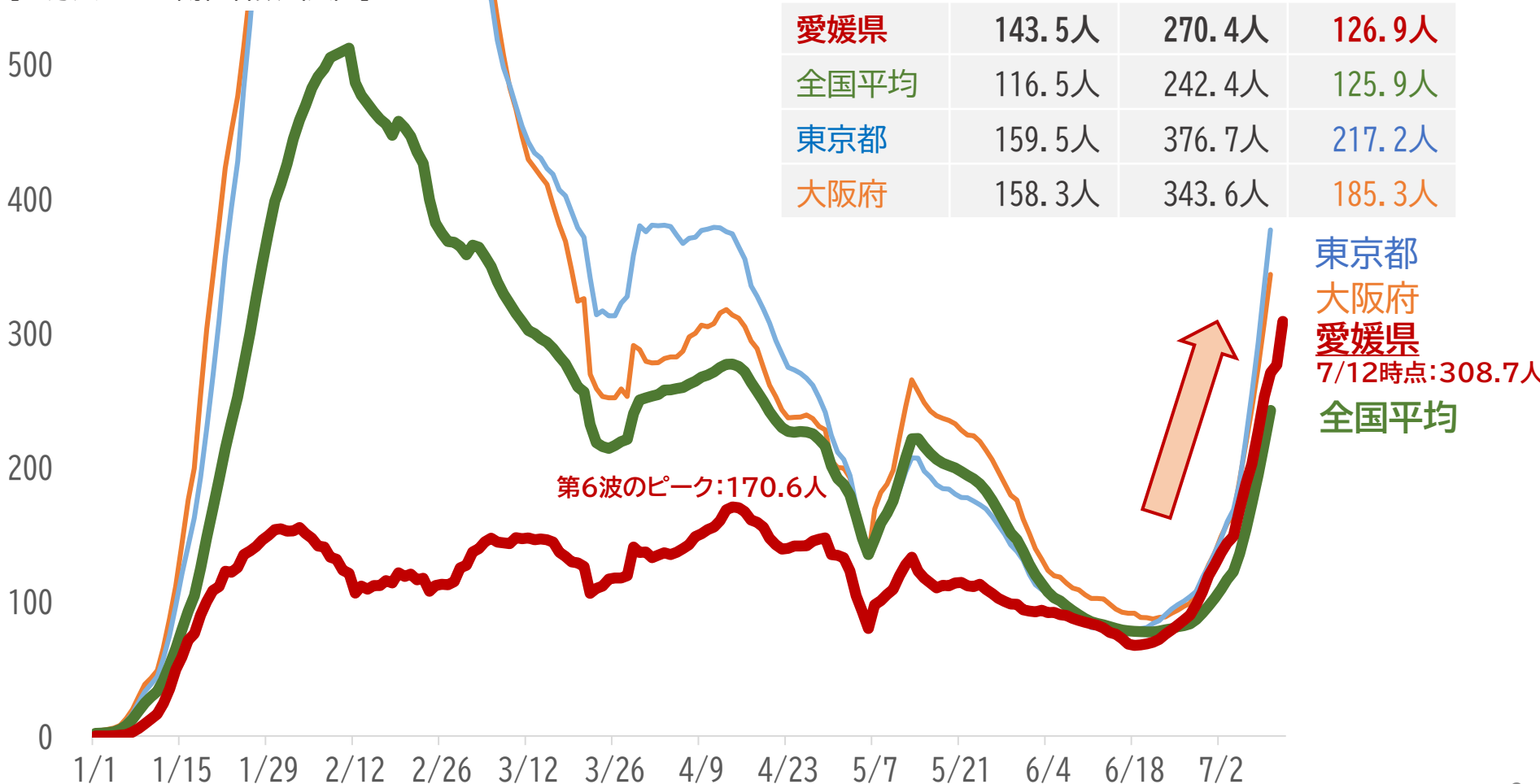
本県と全国の陽性者数の推移（人口10万人あたり）

- 6月下旬以降、BA.5等の影響で全国的に感染が急拡大。
- 本県の陽性者数の増加幅は、**全国平均を上回っている状況**。

【直近1週間の人口10万人あたり陽性者数】

	7/3時点	7/10時点	増加幅
愛媛県	143.5人	270.4人	126.9人
全国平均	116.5人	242.4人	125.9人
東京都	159.5人	376.7人	217.2人
大阪府	158.3人	343.6人	185.3人

【10万人あたり陽性者数（人）】

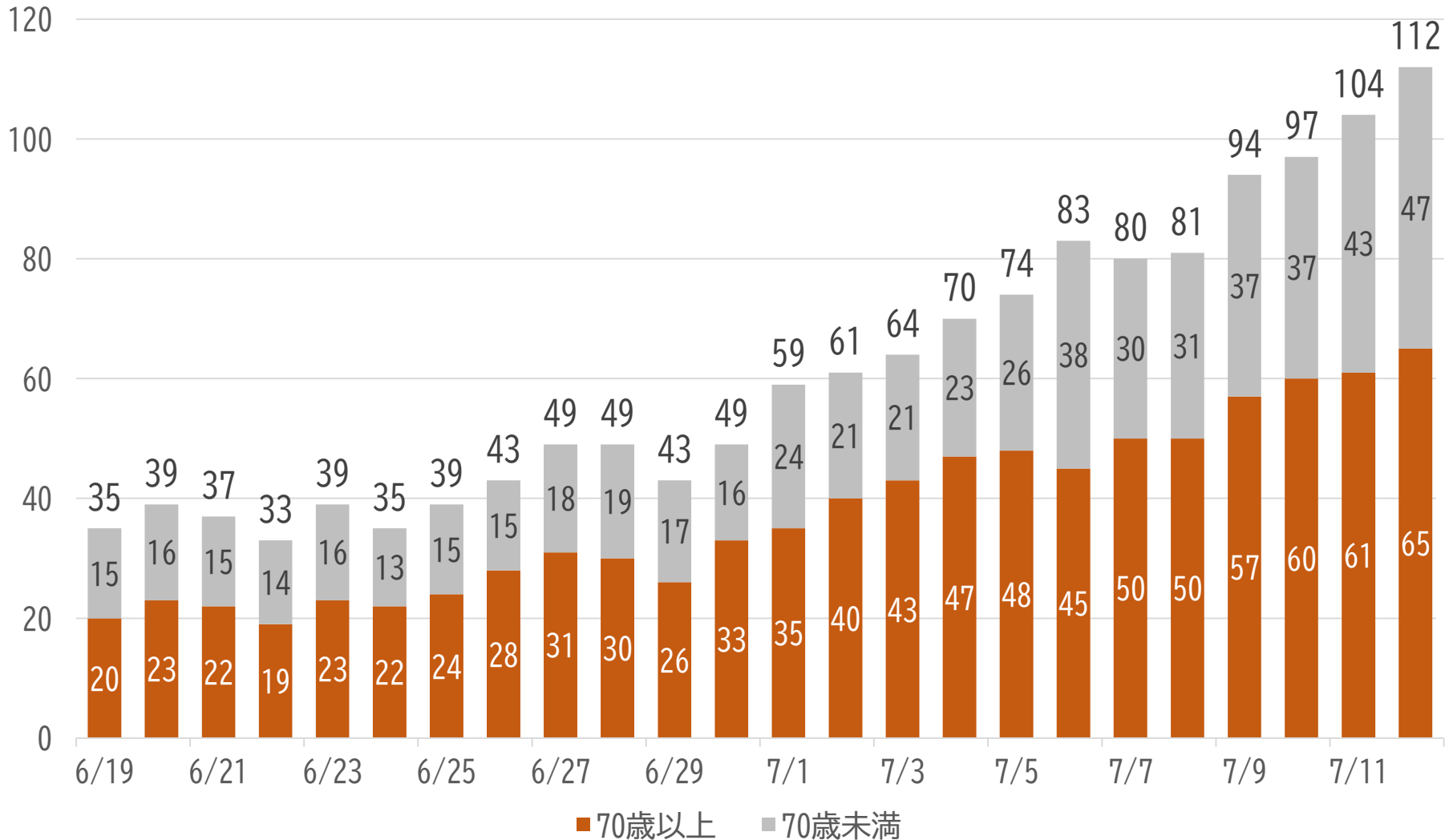


※ R4.1.1~7.10公表分（本県は7.12公表分まで）

年代別（70歳以上・70歳未満）入院者数の推移

- 入院者数は、約3週間で3倍となり、**急激に増加**。
- 重症化リスクの高い**70歳以上の入院患者数も同様に増加**。

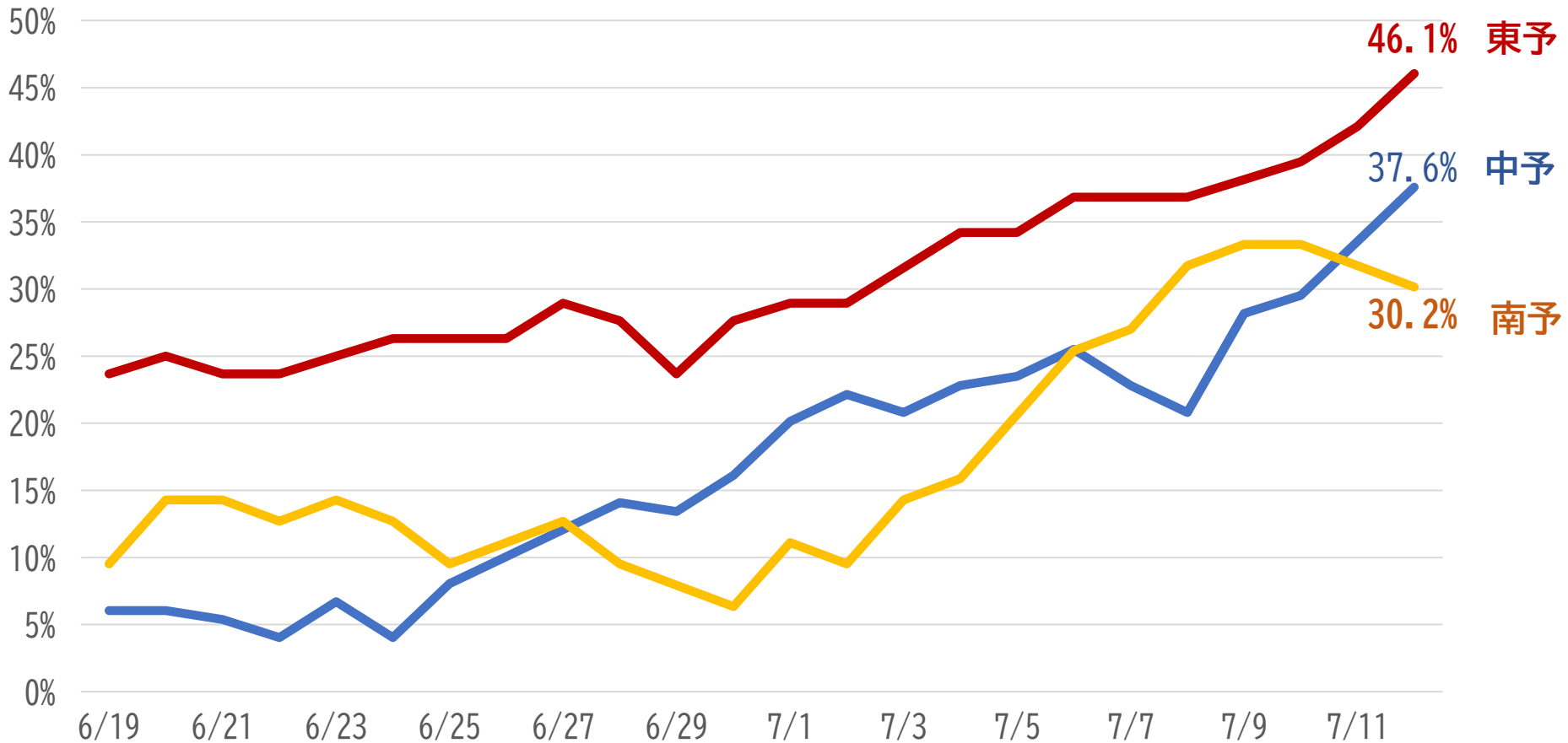
【入院者数（人）】



地域別病床使用率（中等症）の推移

- 病床使用率は、全ての地域で30%を超え、
特に東予は40%を超えるなど、最も医療負荷が高い状況。
- 更に感染拡大が続けば、**医療がひっ迫し、一般診療への影響が懸念。**

【病床使用率】



「特別警戒期間」の要請内容等①

項目	7月12日～
対策期間	<u>7/12（火）～</u>
期間名称	<u>「感染警戒期～特別警戒期間～」</u>
県外往来	<p>(協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意
県内行動	<p>(協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて <p><u>(法要請)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食の注意（大人数、長時間を避けて、認証店を利用） ・1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない（事前に主催者等が必ず確認を） ・無料検査も積極的に活用を ・<u>飲酒を伴う会食は特に注意</u> ・<u>会食参加後は、周囲への二次感染に注意</u> ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握 ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意 <p><u>(協力依頼)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>重症化リスクの高い高齢者や、同居家族の方は、混雑した場所への出入りなど感染リスクの高い行動を控える</u>

「特別警戒期間」の要請内容等②

項目	7月12日～
<p>県民の皆さんへの 要請内容等</p>	<p>(法要請) 《県下全域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染に不安を感じる無症状の方は検査を受検 <p><u>(協力依頼)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災の観点も含め、3日分程度の水や食料等を確保</u>
<p>事業者の皆さんへの 要請内容等</p>	<p>(法要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守 <p>(協力依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・<u>業務継続のため、BCP（業務継続計画）の点検・実施</u> ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策
<p>飲食店</p>	<p>(協力依頼) 《県下全域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて <p>例：周年・記念イベント、大規模パーティー等</p>
<p>福祉施設の 面会制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施</u> ・<u>特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性証明を確認するなど感染対策を徹底</u>

「特別警戒期間」の要請内容等③

項目

7月12日～

イベント等
開催制限

- (法要請) 《県下全域》
- ・業種別ガイドラインの遵守
 - ・人数上限：5,000人以下又は収容定員、50%以内のいずれか大きい方
 - ・屋内収容率：声なし100%、声あり50%
- ※感染防止策チェックリストを作成・公表

イベント関係

- (法要請)
- ・イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底
 - ・参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底
- (協力依頼)
- ・市町は、地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼
- ※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施
- ・市町は計画段階で対策が徹底できない場合は、縮小や中止の働きかけを実施

学校活動
の制限等

- 《教育活動全般》
- ・マスク着用をしない状況での身体接触を伴う活動等は極力控える
 - ・児童生徒が多く集合する形態での校内行事は、不急のものは実施を延期するほか、実施方法を変更するなど弾力的に対応
 - ・校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案し、厳選して実施
- 《部活動》
- ・練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、上位大会への参加が決定している場合や1か月以内に公式戦への参加を予定している場合に限定

「特別警戒期間」の要請内容等④

項目	7月12日～
学生の注意喚起	《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意
県主催イベント	・県主催の主催イベントは感染防止対策を一層の徹底 ※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断
県管理施設	・集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底 ・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 ※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○県外往来

➤ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意

- ・訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- ・感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- ・感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意

○県内行動

➤ 換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて

➤ 重症化リスクの高い高齢者や、同居家族の方は、混雑した場所への出入りなど感染リスクの高い行動を控える

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項)

○会食関係

① 大人数、長時間を避けて、認証店を推奨

【会食の際の具体的な注意事項】

- ・座席の間隔の確保 ・大声を出さない、羽目を外さない
- ・食器は個別、使い回ししない 等

② 1週間以内に感染リスクの高い行動をとった方や、体調のすぐれない方は、絶対に出席しない・させない (事前に主催者等が必ず確認を)

③ 無料検査も積極的に活用を

④ 参加者全員の連絡先を一元的に把握

⑤ 飲酒を伴う会食は特に注意

【具体的な感染事例】

- ・大人数のパーティーで長時間飲酒しクラスターが発生
- ・対策が不十分な飲み会で参加者全員感染
- ・イベント前後に仲間が集まり大勢で騒ぎながら飲酒 など

⑥ 会食参加後は、周囲への二次感染に注意

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない

○会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先の一元的な把握

【過去の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効]

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

※「5つの場面」

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 飲酒を伴う懇親会等 | ② 大人数や長時間におよぶ飲食 |
| ③ マスクなしでの会話 | ④ 狭い空間での共同生活 |
| ⑤ 居場所の切り替わり | |

○特に活動的な20代、30代の皆さん

➤ 密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

- 【過去の感染事例】
- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
 - 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民の皆さんへの要請・協力依頼】

○検査の受検

(特措法第24条第9項)

- 感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受検すること。

○生活必需品の備蓄

(協力依頼)

- 防災の観点も含め、3日分程度の水や食料等を確保。

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○ **業種別ガイドラインの遵守** (特措法第24条第9項)

○ **業務継続のため、BCP（業務継続計画）の点検・実施**

○ **徹底した感染防止対策の実行**

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

《早期の受診のお願い》

- 感染の広がりを阻止するためにも、症状が出たら早期に人との接触を控え、医療機関を受診
- 発熱のほか、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状(下痢等)など、風邪のような軽い症状であっても自己判断せず、医療機関の受診を促す

【医療現場から示された懸念】

- ・鼻水やのどの痛みなどの症状の場合に、風邪ではないかと自己判断して事前に医療機関に連絡せずに直接来院するケース
- ・医療機関で検査を受ける前に会社への報告・了解が必要なため、発症から検査まで時間を要するケース

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえて)

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて

※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【福祉施設】

- 施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施
- 特に高齢者施設においては、**面会者全員の陰性証明を確認するなど感染対策を徹底**
 - 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
 - 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（イベント等）】（特措法第24条第9項）

○業種別ガイドラインの遵守

○イベント等の開催制限

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 (※) 大声あり 50%以内 ※観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に 声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に 施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則 HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの 公表）するとともに、イベント終了日から1年間保 管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の 不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を 県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間 前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告 書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラス ター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、 直ちに提出する

☑ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。22

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項)

○イベント関係

- **イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底（誘導、見回り、注意喚起等）**
 - ・周囲と距離を取らず大声を出す
 - ・飲食しながら会話 など
- **参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底**
 - ・イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ など
- **市町は、** (協力依頼)
 - ・**地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼**
 - ※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施
 - ・**市町は計画段階で対策が徹底できない場合は、縮小や中止の働きかけを実施**

学校活動（県立学校）の制限等(詳細)

○教育活動全般

- ・マスク着用をしない状況での身体接触を伴う活動等は極力控える
- ・児童生徒が多く集合する形態での校内行事は、不急のものは実施を延期するほか、実施方法を変更するなど弾力的に対応
- ・校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案し厳選して実施

○部活動

- ・練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、上位大会への参加が決定している場合や、1か月以内に公式戦への参加を予定している場合に限定
- ・公式大会等は、主催者が定めるルールや制限を厳守して参加

○学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意

- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設

➤ 県管理施設は感染防止対策（入場制限等）を徹底して開館

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

○貸館利用

➤ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

○県主催の集客イベント関係

➤ 感染防止対策をより一層徹底のうえ開催

※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断